

第3回検討会のご意見を踏まえた基本方針案（パブリックコメント以前のもの）の修正概要について

<全体>

- 市町村に計画を作りたいと思ってもらえるような前向きな表現に修正。
- 基本方針では、ポイントを絞って伝える。計画作成に関する詳細な記述については、「地域連携保全活動計画作成の手引き（仮）」で対応。
- これまで、市町村（都道府県）が行ってきた取組を尊重した上で、そのような取組を一層促進するというスタンスとする。

<前文>

- 地域連携保全活動を促進することのメリット（地域づくり・地域の活性化と生物多様性保全の双方に役立つこと、促進の意義）を示す。

<第1章>

- 「地域連携保全活動」の対象は広く、結果として生物多様性が保全されるものも含まれることを明記
- 地域連携保全活動の意義を分かりやすく示し、人々とふるさとの自然の結びつき、生態系サービスを追加。
- 地域連携保全活動の促進の部分で「科学的な知見」や「順応的な対応」を有効性の観点から前向きな表現に修正。

<第2章>

- 行政の役割と施策の記述を一本化。
- 各主体の役割の記述において、市町村を冒頭に移動。
- 多様な主体の区分は農林漁業者、NPO・NGO等、地域住民、企業等の事業者、教育・研究機関、専門家に再整理。

<第3章>

- 他の箇所と重複した文章を整理
- 科学的な知見、順応的な管理、公正性・透明性、モニタリングなどの活動を進める上でのハードルとも捉えられがちな表現は、計画の内容がイメージしやすい具体的な表現に変えて有効性の観点から前向きな表現に修正。

<第4章>

- 社会資本整備に含まれている自然環境の保全等の視点に関する記述を充実。

<第5章>

- 法の条文を引用している箇所を省略し、重複した記述を整理。